

最近、「質入れする品は何でもいい」などと、携帯電話のストラップや価値のない品物を「質入れ」させ、数万円から十数万円を貸しつける、質屋を装ったヤミ金業者が横行しています。

警察庁によりますと、昨

年2月以降に摘発された3業者は4300人に22億6000万円を貸し付け、5億4000万円の利益を違法に得ていました。なかには、「年金手帳だけでいい」と言って、年金手帳

質屋を装うヤミ金業

を持参させ、年金給付口座から、店の口座に自動引き落としさせて、貸金を回収する業者もいました。

正規の質屋はお客が借金を返さなければ、質草を売却して貸金を回収するので、お客に金の返済を求めるとはありません。「おかしいな、不安だな」と思ったら、警察や各都道府県の消費生活センター、市区町村の相談窓口などに相談しましょう。

防犯一口メモ